

平成 28 年度 第 4 回 下水道使用料等審議会議事録

- 1 開催日時 平成 28 年 12 月 14 日 (水) 13:55～15:40
- 2 開催場所 焼津市水道庁舎 2 階 災害対策室
- 3 出席者 (委員)  
会長 岩本 勇  
副会長 鈴木 孝治  
委員 鈴木麻理子  
委員 檜村せつ子  
委員 法月 和子  
委員 中野 忠義  
委員 岩田 一美  
委員 中山 正義  
委員 加藤 義則  
(事務局)  
吉田 徹 (環境部長)  
鈴木 信吾 (環境部下水道課長)  
幡野 正浩 (環境部下水道課計画管理担当主幹)  
天野 勝義 (環境部下水道課公共下水道担当主幹)  
黒澤 孝之 (環境部下水道課処理場担当係長)  
塚本 雅樹 (環境部下水道課処理場担当主任主査)  
成岡亀久寿 (環境部下水道課計画管理担当主査)  
佐々木敦史 (環境部下水道課計画管理担当主査)
- 4 議題 審議 ・使用料改定案の審議  
・答申書案 (説明)  
・その他

## 5 審議の内容

### 1 開会

- <課長> 本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
- それでは、少しお時間が早いですが皆様お揃いになりましたので、第4回焼津市下水道使用料等審議会を開催させていただきます。
- 本日は、第3回審議会にてお伝えしましたとおり、審議により具体的な改定案を決めていただく予定となっております。
- また、答申書の案につきましてもご用意いたしましたので、慎重なご審議をお願いいたします。
- それでは、岩本会長よろしくをお願いいたします。

### 2 会長あいさつ

- <課長> お忙しい中、第4回下水道使用料等審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。
- 事務局より報告がありましたが、本日は具体的な改定案、答申案についての審議となります。
- どうぞよろしくをお願いいたします。

### 3 審議

- <会長> それでは、本日の議事に入らせていただきます。
- 9名の委員が出席しており、本日の会議は焼津市下水道使用料等審議会条例第6条第2項で定める「委員の過半数が出席」という会議開催要件を満たしていることを確認いたしました。
- それでは、議題の「使用料改定案の審議」について事務局より説明をお願いします。
- <市> ご説明に先立ちまして、今回お配りしております資料の確認をさせていただきます。
- 次第と議事資料、答申書案、1、2月のカレンダーの4点でございます。ご確認のほどお願いいたします。
- (資料の確認を待つ)
- <市> それでは、本日の議題につきましてご説明させていただきます。
- 議事資料の1ページをご覧ください。
- 本日は第3回審議会にて審議会委員の皆さまからいただきましたご意見を基に改定ケース3から5とそれを修正いたしました3つのケースを追加しました6ケースにつきましてご審議をいただき、具体的な改定案をお決めいただきたいと思いますと考えております。

(使用料の改定案の審議について1から4ページを説明)

事務局からの「使用料の改定案」の説明は以上でございます。

<会長> ただ今、事務局からの改定案の説明が終わりましたので、採決の前に改定案についての皆さんのご意見を伺いたいと思います。

前回の委員会の際は大きくグループが2つ、分かれたと思います。一つが一般市民の方々です。一般市民の方々は焼津市の下水道使用料に関しまして、近隣地域との差を見てみたいということで、今回そのご説明をいただいたわけでございます。

並びに、もう一つのグループが産業界の皆さまでございます。水を資源として直接水産加工を行う、又は公衆浴場を経営される。水の価格が直接経営に影響を与えてしまう。このような産業界の皆さまからのご要望は従量制なり、なんらかの配慮をいただきたい、このようなことだったと思います。それに対して本日、事務局からご提案をいただいたということでございます。

それでは、各委員の皆さまからいろいろ質疑と言いますか、ご質問をいただいて、その内容に答えていきたいと思っております。

それでは産業界の委員からご意見などお願いしたいと思います。

<委員> 前回の要望に沿って各ケースの場合の2の改定案を出していただいたことに感謝いたします。実際問題、下水道使用料の改定において、現在、1年、2年で見るとはならず、現行、焼津市が20年間この使用料体系を続けて来たということもありますし、2年後にまた改定しましょう、そういうことにならないように先行きを見た改定案にした方がよろしいと思っております。

何度も何度も2年毎に下水道使用料が上がってくるとか、そういうのではなく、今回は例えば10年後くらいを見据えてこの使用料にすることで、10年間は焼津市の下水道の経営というものはしっかりできます。また、そのことで皆さんにご負担をお願いしますということで考えて行かれたらそれが一番良いのではないかと思いますので、なるべくなら市の意見も聞きながら、ケース3が良いのか、4が良いのか、5が良いのかということを審議していただければと思います。

今現在、私から一番高いケース3が良いのではということは断定も出来ませんし、これぐらいにしておくと市の負担がどれくらい減っていくというのも、今回の資料にある個人の負担だけでなく、市の負担軽減ということも考えていただく、市の財政も考えて行く必要があると思っておりますので、その辺のところの説明もしていただくと、より効果的な使用料の提示となると思っておりますけれどもいかがでしょうか。

<会長> ありがとうございます。

それでは、こちらにつきましては今、事務局の方でご回答いただけますでしょうか。本日の資料の1ページ目の「各案の特徴」のところそれぞれ基準外繰入

額の4分の1相当など、収支関係が少し述べられていると思いますのでこの辺りを説明して下さい。

<市> 委員からご指摘のありました事項につきまして、これから決定するかまだ決まった訳ではございませんが、改定ケースが決まりましてから、本日、答申書のご案内をご提示させていただき内容の確認をしていただく予定になっておりますけれども、この答申書案の中に「下水道使用料の算定期間」ということで記載をさせていただきます。

算定期間につきましては、どの自治体も同じような年数で行っているのですが、安定性と予測の確実性という事があるものですから、そんなに長い期間を適用しないようにとの国からの指示がございまして、それにより平成30年から平成34年の5年間として今回は算定をさせていただきます。

さらに、その先についても、今後も今回の様に審議会を経まして上げる、上げないに係わらず審議をさせていただき期間としましても、同じく5年ということでご提示をさせていただきます。

もう一点ございました改定ケース毎の負担の軽減の金額についてですけれども、3-1でございますと、大体の金額ですけれども、維持管理費に対しまして108%くらいの経費回収率になりますので、維持管理費よりも8%余剰分が出ます、その分を資本費に充てることが出来まして、年平均で大体2,800万円くらいではないかと思えます。それに対しまして5-2の経費回収率の平均は大体101%、年度毎で見ますと、100.1%という見込みの年度がありますので、そうなる維持管理費を賄うのがやっとで資本費を賄う分まで捻出はできないと考えております。それが経済的な改定の効果です。

<委員> 只今、3-1と5-2の両極端だけ教義いただいたのですけれども、前回、業者の方にはたくさん使った場合にはある程度の優遇を考えていただけないでしょうかということで、それぞれ2のケースを作ってもらっているのですよね。ですので、そのケースの場合についても分からないですか。

<市> ケース3-2ですと、維持管理費に対する経費回収率の平均が約106%で、年度毎の回収率の低い年で105.1%の見込みになります。4-2につきましては、約104%になりまして低い年度ですと102.2%の見込みですので、4-2につきましては、資本費に充てられるのは1,000万円程度の見込みとなっております。

<市> 補足ですが、前回の第3回審議会の資料の18ページになりますけれども、この真ん中のところにあります「一般会計繰入金（基準外）」というところが平成27年度決算ベースで行きますと、2億5,000万ほどの基準外繰入、要するに赤字補填的なものですが、この欄を右に行きまして平成30年度以降も記載してありまして、この基準外繰入につきまして、先ほどの改定案の「各案による増収見込み額」のところになりますけれども、この部分が各年度の基準外繰入から減額

になる、基準外繰入が減っていくということでご理解いただきたいと思います。

<会長> 続きまして委員をお願いします。

<委員> 各ケースの2を作ってもらってなるほど、このくらいになるのだなということで、解り易くてありがとうございます。私の方も加工業者としてなるべく安くというような話なのです。この位でという目安は無く、今、現実に使用料をいくら上げても、私もちょっと計算したのですけれども、私の会社でこれくらいかなということで、各ケースに当てはめていったのですけれども、この増額分に対して現在の加工業者というのは製品へ転嫁しようにも転嫁できないということがあるので、どうしたらいいのかというのをバイヤーさんに話をしても、それならこの頃は他のもっと安いのがあるから代用に代えますよと言うのがほとんどバイヤーさんの話なのです。近年は焼津市のふるさと納税の商品に取り上げて貰ってこの頃は加工業者の中にも大分助かったって言う人たちが増えてきていて、でも、それも自分たちがこういういろいろな改定で値上がりしているので自分の身を切って経営している様な感じなのです。

ちょっと話をしても、いや、値上げはという業者さんの方が多いものですからね。でも、市としてこれだけの赤字であって、一般会計の方から出ているということは、公共下水道を使っていない人たちにも負担が掛かっているのだよ、私は周りにそれだけ言っているのですけれどね。でもやっぱり、自分たちの経営を考えると、いや、それでも、と言う人たちの方がほとんどです。でも、これはこのままにして置くという問題ではないものですから、私も極力それを今まで会合の時などに言ってきました。なんとか、なるべく安く、できる限り安くというのだけは市の方へ要望してくれと言われております。

それで決まったというのなら、それでなんとか納得するような形を持っていきたいと思っています。

<会長> 続きまして、今度は一般市民の方々の立場のご意見をいただきたいと思います。その前に、私、不勉強で申し訳ないのですが、一般家庭の使用量は資料の3ページの区分の枠組みで言うとどの辺りに当たるのでしょうか。水量が10 m<sup>3</sup>から100 m<sup>3</sup>で刻みがございますけれども。

<市> 平均としましては2ヶ月で40 m<sup>3</sup>程度になりますので、20 m<sup>3</sup>/月くらいが一般家庭の平均になります。それより少ない家庭も多くありますが、平均としましては大体それくらいになります。

<会長> となると、月20 m<sup>3</sup>使用くらいが平均でよろしいですね。

それでは、またこちらから、委員お願いいたします。

<委員> 前回、焼津市の下水道使用料の値上げについて、近在の藤枝、島田より高くならないようにということの前提でもってお話させていただきました。今回、ケース3から5を見て大分いい数字が出ているなという思いではありますが、やはり、一

般家庭のことを考えるとやはり少しでも安い方が良いだろうという思いと、ただ、市の方の採算的なものが合うかどうかという問題とが、それを合わせた、バランスの取れたところでもって見ていただけたらという思いでいます。

<会長> それでは、続きまして、委員お願いいたします。

<委員> 安い場合にはみんな言わないと思うのですが、ちょっと余談になりますけれども、たまたま2週間前に自宅の水道管が破裂しまして、それまで、水道料金がいくらなんて全然私も一切タッチしてなかったもので分からなかったんですけれども、それこそ、先ほどほかの委員が申されましたようにね、何年後というふうにある程度限定して、決めて上げる、まあ、上げないということは無いと思いますけれども、上がることにつきまして、やはり、その都度、何年後というふうに期間を切ってやった方がいいのではないかと思います。

ただ、心配なのは、市の下水道管も老朽化していると伺っておりますので、やはりその辺りも加味しながら年数を決めて行ったらいかがかなと思っております。

<会長> ありがとうございます。

この年数につきましては説明いただけますでしょうか。

<市> 先ほどと重複しますが、そちらにつきましてはこの後ご説明させていただきます答申書の2の項目の「下水道使用料の算定期間」というところに5年ということで見直しの期間を記載させていただいてございますので、皆さまの同意をこちらの方にいただければありがたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

<会長> ありがとうございます。

今回の算定期間は平成30年度から平成34年度ということでよろしいですね。また、再度審議を行っていくということでご回答をいただきました。委員よろしいでしょうか。

続きまして委員お願いいたします。

<委員> 皆様のご意見を聞かせていただきまして、私は一般市民で主婦なものですから詳しい数字的なことはなかなか分かりませんが、皆さんと同じような意見を持っております。

<会長> ありがとうございます。

一般市民の方々は皆さん同じ感じだと思います。実際、使用料と言われてもよく解からないという方が多くいらっしゃると思いますので、今のご意見ありがとうございます。

それでは委員お願いします。

<委員> 私も主婦ですので、こういう数字を見てもはっきりしなくて、市から使用料の請求が来ていくらですねと支払う程度で、どの位の改定でどの位上がるのかと

いうのも分からなくて、今計算したら改定のケース3-1だと2ヶ月15円の2倍で30円くらい上がるのですか。どの位になりますか。

<市> 1 m<sup>3</sup>あたり15円上がる計算になると思います。

<委員> その程度なら皆さんもそんなに言わないと思いますけれど。安ければいいのだけど、安くするとやっぱり、老朽化した管とかの修繕が出来ないですよね。修繕が出来ないから、そういうことも考えていただいて、また5年後上げるより、この際、ちょっとでも、もうちょっとでも上げたらどうかと思っているのですけれど。

5年経ってまた上げるよりは今のうちに上げて、また10年位で上げることを考えて、20年と言うとまた今みたいな状態になるから、今、5年くらいで改定すると言って、どうかしら皆さん、何も、私達主婦は請求の紙が来て、はいこれでと払えばいいとの考えで、大したお金と言っては申し訳ないけれども、結局、私等は払うだけなので、でも、いろいろな維持費が掛かるからということをお皆に分かってもらえる理由があればいいと思いますけどね。それで、いや、なんで上がったのって言うなら私達が、こういう理由で上がっているのですよ、というのを言って行きたいと思っています。

<委員> 今の説明ですけれども、1 m<sup>3</sup>で15円上がりますよと市の方が言いましたけれども、3-1のケースで行くと基本使用料自体がもう146円上がるのですよ、1月で、それで平均が20 m<sup>3</sup>なので、従量使用料が10 m<sup>3</sup>分で150円ですね、そうすると約300円、2ヶ月で600円上がる形になると思います。

下水道使用料だけで600円、各家庭の600円の負担になるっていうことですよ。平均の家庭って言うと普通4人位だと思うのですけれども、平均の家庭でいくと下水道使用料だけで600円上がります。2ヶ月で。

<委員> ちょっとびっくりしました。

<委員> 違ったように思いこんじゃうとそれこそ違った方向に行っちゃうので、話が違うだろうってことになっちゃいますからね。

<会長> 各委員ありがとうございます。

またじゃあここで一つケース3-1からケース5-2まで実数で、今、委員にお話しいただいたのですけれども、もう一度念を入れて実数値でいくら上がるかということをお説明いただけますでしょうか。

<市> 本日の資料1ページをご覧ください。そちらの一番下の段に「各案による使用水量毎の負担増」という項目がございます、そちらに月あたり幾ら上がるのか、それが年にするとどれくらい上がるかという記載がございます。その、今お話がありました20 m<sup>3</sup>を抜粋させていただいて、ご説明をさせていただきますが、ケース3-1ですと、先ほど委員の方から増額の説明をしていただきましたけれども、1月あたり296円上がります。2ヶ月に一回請求の方ですとその倍592

円上がってくる計算になりまして、年間の金額としましては 3,552 円上がるような形になります。ケース 3-2 の場合につきましては、こちらも 296 円の 1 月あたりで、年間にしますと、3,552 円で、ケース 4-1、4-2 につきましても 20 m<sup>3</sup> の区分はずっと単価が一緒ですので、ケース 4 の場合ですと 1 月あたり 238 円の増額になりまして、年間にしますと 2,856 円、ケース 5 につきまして計算をしますと、1 月あたり 196 円、年間にしますと 2,352 円を増額ということでお願いするような形になります。それ以外の水量区分につきましてはそちらに記載のある通りでございます。

<会長> ありがとうございます。委員よろしいでしょうか。  
続きまして委員お願いいたします。

<委員> 今、金額を聞きましてびっくりしたというか、そんな上がるのだと思って、計算していただいたのですけれども、ケース 5 で行きますと先ほど維持管理費のみ賄えますということだったので、それではなんだか、上げるのだったら、この審議会の目的と言うのはやはり資本費というのですか、市の繰入金金を減らしていかないとならないのかなと思うのですね。

市の活性化のためにも他のことで、下水道への繰入金を減らすことによって他のことで市が使っていただけたらもっと良いのではないかと思って、維持管理費だけ、金額的にはびっくりしますけど、維持管理費だけの補填で終わってしまうだけでは済まないのかなと言うふうに思います。

それから、上げるのならば、やっぱり上げる目的と、上げた金額がどういう目的に使われていますというのをしっかりと明記していただいて、そうして上げていただきたいなと思いました。

<会長> ありがとうございます。価格が上がる根拠を市民の皆さまにしっかり理解いただけるよう、解りやすい説明が欲しいということでよろしいでしょうか。  
それでは、続きまして委員よろしく申し上げます。

<委員> この値上げに関しましては満足するとかそういうことはほとんど無いと思うのですよね。使用者のご理解、ご協力を得て私としては維持管理費を賄うことが出来る最低限の金額でお願いされたらどうかかなあとと思います。それと同時に 5 年間ぐらいを目安として次回 5 年後には再検討させていただきますよ、そういう考え方でお願い出来たらありがたいなと思っています。

<会長> ありがとうございます。これで皆さまに一通りご質問とご意見を伺いましたので、具体的な改定案の中から皆さまの挙手により採決をしたいと思います。  
ご異議ご質問等ありましたらご発言ください。今一周しましたけれども、またここで再度意見がある委員の方はご遠慮なく挙手いただきたいと思います。  
(意見がないことを確認して)

<会長> それでは、改定ケース 3-1 から順に挙手をお願いいたします。



これからケース3-1からケース5-2まで6ケースそれぞれどれがよろしいかということで挙手していただくことになります。

事務局から説明のありました通り、ケース3-1ですと基準外繰入4分の1相当を賄うことができる。そして、これが一番金額の大きくなるケースでございます。一番安いケースがケース5-2、これはほとんど償還ができない、現状を維持するための下水道使用料ですということです。ここで皆さまの意思決定をさせていただきたいと思います。それでは順次行きます。

※ホワイトボードを用意し各ケースの得票数を記載

※得票数が過半数に達する案が出るまで得票のあった案で繰り返し

#### 1回目投票結果

改定ケース3-1	0票
改定ケース3-2	1票
改定ケース4-1	2票
改定ケース4-2	4票
改定ケース5-1	1票
改定ケース5-2	1票

<会長> それでは、第1回目でこのように分散してしまいましたけれども、ふるいを掛けながら絞り込んでいきます。ケースを絞り込んでいきたいと思います。

最終的な決議の方法ですが、焼津市下水道使用料等審議会条例第6条3項に「審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」とされておりまして、本日は9名の委員が参加しておりますので5名の票が入った時点で過半数となりますので決議されるわけでございます。

(得票のあったケースで絞り込み)

<会長> それでは、2回目の挙手をそれではお願いしたいと思います。ケース3-1は省きまして、改定ケース3-2からケース5-2までの5パターンの中で挙手をお願いしたいと思います。

#### 2回目投票結果

改定ケース3-2	1票
改定ケース4-1	4票
改定ケース4-2	4票
改定ケース5-1	0票
改定ケース5-2	0票

<会長> はい、割れましたね。ケース4-1、ケース4-2で割れてございます。もう

一度このケース4-1、4-2について重点的に考える必要があるのではなからうかと思うのですが、この2つの違いは、いわゆるその、従量制ですね、大口使用者の方々に配慮するかしないか、この違いでございます。

(得票のあったケースで絞り込み)

<会長> それでは、3回目の決議に入りたいと思います。ケース3-2、ケース4-1、ケース4-2この3つのパターンが残っておりますので、この3つのパターンそれぞれで挙手をお願いしたいと思います。

### 3回目投票結果

改定ケース3-2 0票

改定ケース4-1 4票

改定ケース4-2 5票 **決定**

<会長> 出席委員9名のうち5名で、改定ケース4-2が出席委員の過半数となりました。

事務局は改定ケース4-2で答申書の準備を進めていただくようお願いいたします。

皆さんこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

改定案は焼津市下水道使用料等審議会条例第6条第3項に従ってケース4-2に決定いたしました。

<課長> ありがとうございました。改定ケース4-2で答申書を作成させていただき、次回の審議会にて最終的な記載事項の確認をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

<会長> それでは、改定ケース4-2に決定したことを踏まえて答申書案の説明をお願いします。

なお、説明は項目ごと区切って進めるようお願いいたします。

<市> それでは、改定ケース4-2に決まりましたことを踏まえまして「答申書案」につきましてご説明させていただきます。答申書案をご覧ください。

先ほど、会長からご指示のありましたとおり、1項目ごと区切りまして進めさせていただきます、その区切りごとにご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、「はじめに」から読み上げさせていただきます。

(「はじめに」を読み上げ)

<会長> 「はじめに」についてのご意見等ありましたらご発言ください。

(委員の意見と質疑応答)

ご意見等ないようですので、次の「1 下水道使用料のあり方」に進みます。

- <市> それでは、「1 下水道使用料のあり方」を読み上げさせていただきます。  
(「1 下水道使用料のあり方」を読み上げ)
- <会長> 「1 下水道使用料のあり方」についてのご意見等ありましたらご発言ください。  
(委員の意見と質疑応答)  
ご意見等ないようですので、次の「2 下水道使用料の算定期間」に進みます。
- <市> それでは、「2 下水道使用料の算定期間」を読み上げさせていただきます。  
(「2 下水道使用料の算定期間」を読み上げ)
- <会長> 「2 下水道使用料の算定期間」に対しましてご意見等ありましたらご発言ください。  
(委員の意見と質疑応答)  
ご意見等ないようですので、次の「3 使用料体系について」に進みます。
- <市> それでは、「3 使用料体系について」の「(1) 料金徴収区分について」を読み上げさせていただきます。  
(「3 使用料体系について」を読み上げ)
- <会長> 「3 使用料体系について」に対しましてご意見等ありましたらご発言ください。  
(委員の意見と質疑応答)  
ご意見等ないようですので、次の「4 改定時期について」に進みます。
- <市> それでは、「4 改定時期について」を読み上げさせていただきます。  
(「4 改定時期について」を読み上げ)
- <会長> 「4 改定時期について」に対しましてご意見等ありましたらご発言ください。  
(委員の意見と質疑応答)  
ご意見等ないようですので、次の「5 付帯意見」に進みます。
- <市> それでは、「5 付帯意見」を読み上げさせていただきます。  
(「5 付帯意見」を読み上げ)
- <会長> 「5 付帯意見」についてのご意見等ありましたらご発言ください。  
(委員の意見と質疑応答)  
では、これは私の方から。  
先ほど、委員の皆さまからご意見、本日いただいた中で、委員からは、長期的な償還計画と言うかそれがもうちょっと出た方がよろしいのではないかというご意見をいただきました。  
その他、委員からは上がった分について、その分かりやすい説明があった方がいいのではないか。もちろんこれは付帯意見の(1)に含まれることと思いますが、できる限り分かりやすい説明をお願いしたいということだったと思います。

及び、委員からはこの税金が上がる部分につきまして、有効な税金活用が行われているかどうかということの配慮というか、その辺りをちょっと気になりますというご意見をいただいたところだと思います。

この辺りが上手に付帯意見の中に入ってくるとより良いのではないかと思っております。

ほかに委員の方からご意見ございますか。

ほかにご意見等ないようですので、次の「むすび」に進みます。

<市> それでは、「むすび」を読み上げさせていただきます。

(「むすび」を読み上げ)

<会長> 「むすび」についてのご意見等ありましたらご発言ください。

(委員の意見と質疑応答)

ご意見等ありませんか。

(意見がないことを確認して)

<会長> ほかにご意見等ないようですので、事務局は、本日の審議で意見のあった事項について修正を行うようお願いします。

本日の審議は一通り終わりましたが、何かありましたらご発言をお願いします。なければ最後に「その他」について、事務局より説明をお願いします。

<市> それでは、「その他」としまして3点ほどお願いと確認をさせていただきます。

まず、1つ目としましては、本日ご提示させていただきました答申書案の修正について、でございます。

本日決定しました改定案と審議の内容を答申書案に盛り込みました最終的な答申書案を、各委員のご自宅へ郵送させていただきますので、誤字脱字等も含め修正や加筆の必要な部分に朱書きで記載をしていただき、同封させていただきます返信用封筒にてご返信いただき、第5回審議会におきましては最終確認のみしていただきたいと考えております。

つきましては、本年中に修正用の答申書案を2部に返信用封筒を添えまして郵送させていただきますと考えております。

<会長> 改定案修正の方法は事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

(少し待って)

<市> 2つ目としまして、第3回審議会の議事録を作成し、本日の会議開催通知に同封させていただきました。議事録は審議がすべて終了して答申が行われた後に、審議会等の会議の公開に関する要領の定めに従って情報公開コーナー、当市ホームページにて公開いたします。

議事録の内容に間違いや書き落とし、発言の趣旨が正しく表現されていない箇所がありましたら、この場で、または後日でも結構ですので、事務局にお知らせください。

<会長> この場で事務局に伝えることがありましたら、ご発言ください。

(少し待って)

<会長> ないようですので、3つ目について説明をお願いします。

<市> 3つ目は次回の第5回審議会の日程でございます。

1月に開催を予定しております第5回審議会につきまして、日時をご協議いただきたいと思います。

事務局の都合で申し訳ございませんが、答申書の作成に少しお時間をいただければと思いますので、1月末、若しくは2月の中旬まででの開催をお願いできればと考えております。

ご希望の曜日、午前・午後の指定はございますか。

<会長> 第5回審議会の開催日時はいつにいたしましょう。

(次回審議会の開催日時を協議)

<会長> 第5回審議会の開催日時は、平成29年1月31日火曜日の午後2時00分からの開催となりました。

会場は本日と同様にここ焼津市水道庁舎2階災害対策室での開催といたします。

#### 4 閉会

<会長> 本日の議題はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして第4回焼津市下水道使用料等審議会を閉会いたします。

なお、本日の事務局からの説明につきまして、一度ですべてを把握していただくのは大変であると思いますので、疑問に思われる点等ございましたら、直接事務局にご確認いただくか、あるいは次回の審議会の場で改めてご質問をいただければと思います。

本日の審議につきましては以上となります。

ありがとうございました。

<課長> 皆さま、本日はありがとうございました。

次回審議会は1月31日火曜日の午後2時00分から焼津市水道庁舎2階災害対策室で開催といたしまして、皆さま方には改めて文書にてご案内申し上げます。

(散会)